

重症心身障害児（者）等短期入所事業所設備整備費補助金交付要綱

令和 5 年 6 月 2 6 日 5 福保障施第 8 8 5 号

一部改正 令和 7 年 6 月 3 0 日 7 福祉障施第 8 9 3 号

第 1 目的

この補助金は、新たに「重症心身障害児（者）等短期入所に係る病床確保事業（以下「病床確保事業」という。）」による契約病床の規模を拡充する場合や病床確保事業による契約病床において対応可能な医療的ケアの範囲・種別を拡充する場合に必要な医療機器等の設備整備費用を予算の範囲内で補助することにより、医療型短期入所における重症心身障害児（者）等の受入れを促進し、対象児（者）の健康保持とその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

第 2 補助対象

1 補助対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項に規定する短期入所事業所の指定を受け、病床確保事業を実施している又は新たに病床確保事業を実施する施設とする。ただし、次に掲げる団体、施設等は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 東京都が設置する施設

(2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、法人その他の団体の代表者又は役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者により運営される施設

2 補助対象事業

前項に定める補助対象者が行う、重症心身障害児（者）等の受入れを促進するために必要となる医療機器等に係る設備整備事業とする。

3 補助対象経費

次に掲げる場合に必要となる医療機器等の備品購入費、医療ガス配管工事等の整備費用及び病室バリアフリー化やクッション床導入等の改修整備費用とする。

(1) 病床確保事業による契約病床の規模を拡充する場合

(2) 対応可能な医療的ケアの範囲・種別を拡充する場合（当該病床が契約病床でない場合を含む。）

第 3 補助金の交付

この補助金は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額とを対象病床ごとに比較して少ない方の額を選定する。

2 前項の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率	4 備考
1 床当たり 6,000 千円	病床確保事業の契約病床の規模を拡充する場合や、対応可能な医療的ケアの範囲・種別を拡充する場合に必要な医療機器等の備品購入費、医療ガス配管工事等の整備費用及び病室バリアフリー化やクッション床導入等の改修整備費用	4 分の 3	想定する補助対象品目・整備：人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引機、吸入器（ネブライザー）、輸液注入ポンプ、医療ガス配管工事、スロープ設置工事、クッション床整備その他受入れに当たり必要となる備品又は整備

第4 事業計画の提出

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式別紙1－2による、病床確保事業への新規参画、契約病床の規模拡充、又は対応可能な医療的ケアの範囲・種別の拡充に関する事業計画書を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

第5 補助金の交付申請

申請者は、知事があらかじめ指定する日までに、別記第1号様式による交付申請書及び関係書類を知事に提出しなければならない。

第6 補助金の交付決定

知事は、第5の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、その決定の内容を速やかに申請者に通知するものとする。

第7 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5に定める規定に従い、知事が指定する日までに変更の申請を行うものとする。

第8 申請の撤回

申請者は、第6の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第9 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件を付けるものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部

分については、この限りではない。

- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要な事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及びこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、7 の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかななければならない。

7 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を

取り消すものとする。

ア 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。

(2) (1)の規定は、第11の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合においても適用する。

8 補助金の返還

(1) 知事は、知事が7の(1)の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合には、その返還を命ずることができる。

(2) (1)の規定は、第10の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用する。

9 違約加算金及び延滞金

(1) 7の規定により、知事が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返納した場合におけるその後の間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

10 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における9の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

(2) 知事が、9の(1)の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまではその納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

11 延滞金の計算

知事が、9の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

12 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

13 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、(2)に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (2) (1)による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数とする。
- (3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

14 他の補助金等の交付

この補助金が交付された場合、対象となる設備について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第 10 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は東京都の会計年度が終了したときは、別記第 2 号様式による事業実績報告書を、知事があらかじめ指定する期日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第 3 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

第 11 補助金の額の確定等

知事は、前条の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第 12 是正のための措置

知事は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

第 13 その他

- 1 この補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。